

平成 26 年（2014 年）3 月 28 日

那覇市・南風原町環境施設組合議会議長
平 良 仁 一 様

発議者

那覇市・南風原町環境施設組合議会議員

古 堅 茂 治	栗 國 彰
野 原 嘉 孝	花 城 正 樹
多和田 栄 子	赤 嶺 奈津江
花 城 清 文	知 念 富 信

修正案の提出について

下記の議案に対する修正案を別紙のとおり、那覇市・南風原町環境施設組合議会会議規則第 17 条の規定により、提出します。

記

議案第 3 号 那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

「議案第3号 那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」に対する修正案

附則の一部を次のように修正する

別表（第2条関係）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表那覇市民又は南風原町民が排出し、搬入する一般廃棄物（資源化物を除く。）の項の改正規定は、平成26年6月1日から施行する。

提案理由

那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例制定についての議会審議に当たって、当局が一切説明をしておこななかった許可業者が収集搬入する家庭系一般廃棄物の手数料改正の周知徹底を図るため、本修正案を提案する。